

「令和8年度石垣市販路開拓業務委託」質問に対する回答について

NO.	質問内容	回答
1	<p>仕様書P2(2) 物産展について 「受託者負担」に、「石垣市産品は買い上げて輸出すること」の記載について</p> <p>① 本記載は、輸出入の便宜を図るため、一旦受託者（又は地域商社等）が原価で買い上げて輸出するもので、実際の物産展での販売主体は参加事業者であるという意図と理解してよいか。</p> <p>② もし上記①がそうではない（例：参加事業者の利益を加味して購入し、受託者の商品として完全に買い切って輸出する）ならば、物産展で販売した場合、物産展での利益は誰に所属するものになるか。</p> <p>③ また、上記②に関連して、受託者が買い取り、受託者としての商品として販売すると、以下ア)、イ)に示すような問題の発生が懸念されるが、それについて市の見解を伺いたい。</p> <p>ア) 利益が受託者に帰属する場合、参加事業者は受託者への販売時点で既に利益を得ている上、物産展に参加しても商業的な利益が期待できないため、参加事業者の募集が困難になることが予想される。</p> <p>イ) 利益が参加事業者に帰属する場合、受託者は商人として相応のリスクを負うが、商業的な利益は得られないため、一方的にリスクだけを負うこととなる。</p>	<p>①本業務における物産展での販売主体は、受託者（または地域商社等）となります。これは、輸出入および現地販売に伴う法的な手続きや責任を、専門的な知見を有する受託者が一括して引き受けることで、参加事業者の負担を軽減し、円滑なテストマーケティングを実現するためです。</p> <p>②物産展における売上金は、受託者（または地域商社等）の収入として取り扱うことができますが、本事業は販路開拓を目的としたテストマーケティングであることから、当該事業により生じた利益については、その趣旨を踏まえ適切に精算するものとします。</p> <p>③ご指摘の懸念については、以下の通り考えます。</p> <p>ア) 本業務の最大の目的は、物産展での短期的な利益獲得ではなく、「物産展後の継続的な取引体制の構築」にあります。したがって、参加事業者に対しては、物産展を「自社商品の台湾市場での評価を確認する場」かつ「バイヤーとの直接的な関係を構築する場」として位置づけ、将来的な販路拡大の足掛かりとなるなどの周知が必要となります。</p> <p>また、受託者には、参加事業者が将来的に直接輸出や継続取引へ移行できるよう、本業務を通じた商流の確立やノウハウの共有を強く求めます。</p> <p>イ) 受託者には、単なる販売代行ではなく、石垣市産品の魅力を最大限に引き出し、現地での販路を開拓する「専門家」としての役割を期待しています。そのため、買い取りに伴うリスクを含めた業務遂行能力を評価の対象とし、委託費の中で適切に調整されるものと認識しています。</p>

2	<p>仕様書 P2～3 (3) 商談会 (台湾会場) および (4) インバウンド商談会 (石垣会場) の「地域商社を派遣し商談をサポートすること」の記載について</p> <p>①「地域商社」の定義は何か。</p> <p>② 派遣する地域商社について、何らかの条件 (例、沖縄県内に本店所在地があるもの等) は付されるか。</p>	<p>①本業務における「地域商社」とは、単なる物流業者や卸売業者にとどまらず、石垣市の産品を国内外へ流通させるためのコーディネーター機能を担う事業者を指します。</p> <p>②沖縄県内に本店所在地の有無は問いませんが、本業務の目的である「継続的な取引体制の構築」を確実に遂行できる能力を有する事業者であることを条件とします。</p>
3	<p>仕様書「4 委託業務の内容 (2) 物産展」において、石垣市産品の買い上げと輸出を実施するにあたり、台湾の輸入規制 (FDA 基準等) をクリアするための事前検査費用 (成分分析、栄養成分表示、残留農薬検査等) および中国語ラベルの作成・翻訳にかかる実費の負担区分についてご教示ください。</p> <p>これらの費用は、本業務の委託料 (1,200 万円以内) に含めて積算する想定でしょうか。あるいは、出品を希望する市内事業者 (メーカー) の自己負担とする想定でしょうか。もし委託料に含める場合、対象とするアイテム数や 1 社あたりの検査費用の枠 (上限) について、市としての想定や目安があれば併せてご教示ください。</p>	<p>本業務の目的である輸出の実現に向け、必要不可欠な経費 (成分分析、残留農薬検査、中国語ラベル作成・翻訳等) については、本委託料 (1,200 万円) の範囲内で積算対象として計上してください。</p> <p>なお、アイテム数や 1 社あたりの経費上限については、現時点で一律の目安は設けておりませんが限られた委託料の中で、より多くの市内事業者が参画できるよう、費用対効果を考慮した提案をしてください。</p>
4	<p>仕様書「4 委託業務の内容 (2) 物産展」において『石垣市産品は買い上げて輸出すること』とありますが、この買い上げにかかる商品代金は、本委託料 (上限 1,200 万円) の中に含めるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、台湾現地での物産展 (テスト販売) で得られた売上金の取り扱いについて、市へ納付・返還等をする必要があるか、または受託者の収入として本事業の経費と相殺 (相殺の上、実質的な委託額を減額するなど) してよいかご教示ください。</p>	<p>商品買い上げ代金については、テストマーケティングの実施に必要な範囲に限り、本委託料に含めて計上することが可能です。売上金については受託者の収入として帰属させて差し支えありませんが、利益が生じた場合は、本事業の趣旨を踏まえ、委託費との精算や減額等により適切に処理するものとします。本事業は「物産展」「台湾商談会」「インバウンド商談会」の 3 つの業務を一体として実施するため、全体を通じた持続可能な収支計画や、事業者の輸出意欲を高める工夫を含め、受託者としての最適なビジネスモデルをご提案ください。</p>
5	<p>仕様書「4 委託業務の内容 (4) インバウンド商談会」において、台湾バイヤー等の招聘にかかる『旅費の精算も行うこと』とありますが、</p>	<p>台湾バイヤー招聘に係る旅費については、受託者の社内規定に基づいた積算を基本としますが、社会通念上妥当な範囲内で適正な金額を設定し、過大</p>

	<p>この旅費の対象範囲（航空券代、宿泊費、日当など）や、支給上限額について市としての規定・基準はありますでしょうか。または、受託者の規定や提案内容（1,200万円の範囲内）において自由に（あくまで常識の範囲内で）設定・積算してよいものかご教示ください。</p>	<p>と認められる場合は調整対象とします。</p>
6	<p>仕様書「4 委託業務の内容（1）ア 市内産品の発掘」にて発掘する5社以上の産品について、台湾側の食品輸入規制（例：肉類加工品や特定の食品添加物に関する規制など）に抵触し、現地での検疫・通関が困難と予想される商品については、発掘（選定）の対象外として進める方針でよろしいでしょうか。それらの産品を輸出可能な状態まで製品化するプロデュースをも範疇に含めた上での発掘でしょうか。</p>	<p>本業務の目的である『販路開拓』を確実に達成するため、台湾の輸入規制をクリアできる可能性が高い商品を選定することを優先してください。</p> <p>検疫・通関が困難、または規制により輸出が著しく制限される商品は、原則として発掘（選定）の対象外としてください。提案にあたっては、台湾の最新の規制状況を調査した上で、可能な商品であることを前提とした選定を行ってください。</p> <p>本業務は、単なる商品選定に留まらず、石垣市の産業活性化を目的としています。もし、輸出規制をクリアするための成分調整やパッケージ変更、あるいは原材料の切り替えといった『製品化へのプロデュース』が必要な場合、その実現可能性やコスト面も含め、専門家としての知見に基づいた提案を歓迎します。</p> <p>規制をクリアできる見込みのある商品を選定することが前提ですが、製品化の余地がある魅力的な商品であれば、そのプロデュース計画を含めて提案してください。最終的な選定については、市と十分に協議を行った上で決定します。</p>
7	<p>仕様書「3 趣旨・目的」に記載のある『台湾（基隆）との定期フェリー航路』および『石垣空港保税蔵置場および石垣港税関機能』について質問いたします。本プロポーザルの提案においてこれらを最大限に活用した具体的な物流ルート・コスト算出を組み込むにあたり、対象期間中（令和8年6月～12月頃）の定期フェリーの具体的な就航スケジュール（週の便数や曜日など）は現時点で確定しておりますでしょうか。</p> <p>また冷蔵・冷凍（リーファー）コンテナの積載についてはどの程度の</p>	<p>本業務の対象となる台湾（基隆）との定期フェリー航路については、現時点で就航時期や詳細な運航計画が確定しておりません。そのため、冷蔵・冷凍（リーファー）コンテナ等の積載可否についても現時点では不透明な状況です。</p> <p>本業務における物流経費の積算にあたっては、定期フェリー等の利用を前提とせず、沖縄本島を経由するルートや、現地（台湾）での調達・手配など、現時点で確実に実行可能な手段を想定した上で積算を行ってください。</p>

	スペックが想定されておりますでしょうか。	
8	仕様書 p.2 (2) 物産展及び(3) 商談会(台湾会場)につきまして、受託者負担の中に現地までの渡航費とありますが、参加事業者様の渡航費も受託者負担となりますでしょうか。もし受託者負担の場合、1事業者あたり1名の渡航費を考えればよろしいでしょうか。	参加事業者の渡航費についても、原則として受託者の負担として積算してください。人数は1事業者あたり1名を目安とし、5名程度を見積もりに反映してください。なお、本事業は物産展・商談会・インバウンド商談会を一体とした販路開拓を目的としております。より多くの事業者側の積極的な参加を促すため、渡航費の支援を含め、全体予算内で最も効果的な配分となるよう、受託者の専門的な知見に基づいた提案を期待します。
9	仕様書 p.2 (3) 商談会(台湾会場)につきまして、「その他：①地域商社を派遣し商談をサポートすること。」とありますが、地域商社とは石垣または日本側の輸出商社という認識でよろしいでしょうか。	「地域商社」とは、石垣市内または日本国内に拠点を置き、石垣市産品の輸出入実務やバイヤーとのマッチング、販路開拓に精通し、実際に事業者をサポートできる事業者(商社・貿易会社等)を指します。 本事業の目的である「継続的な取引体制の構築」を実現するため、単なる通訳やアテンドだけでなく、輸出入の知見を活かして商談を成約に導ける専門的な機能を備えた組織を想定しております。具体的な選定については、提案書にて詳細をご提示ください。
10	仕様書 p.3 (5) 石垣市場調査について、今回の参加事業者様が取り扱う商品が販売されている商業施設や工場などへバイヤーやサプライヤーなどが実際に訪問することで石垣市場を調査するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。本調査は、バイヤーやサプライヤーが石垣市内における商品の流通状況や生産現場を直接確認することで、台湾市場での展開可能性を具体的に検討することを目的としています。 単なる視察にとどまらず、参加事業者の商品がどのような環境で生産・販売されているかを確認し、具体的な商談の成約や継続的な取引に繋がるような、意義のある調査内容をご提案ください。
11	実施要領 10. 企画提案書等の提出 (3) 提出方法 につきまして「事前に電子メールにより提出することも可とする」と記載がありますが、電子メールで送付すべき資料を4/3(金)午後1時までにはメール送付をすれば、原本の送付は4/3(金)を過ぎても良いでしょうか。また電子メールで送付する際は、PDF データ(押印が必要な場合はPDF スキャン)での送付でよろしいでしょうか。	電子メールによる提出は、あくまで原本の到着遅延を補完するための措置です。そのため、原本につきましても、原則として4月3日(金)午後1時必着でご提出ください。郵送等の都合により期限に間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください。 メールでの提出は、PDF データにてお願いいたします。押印が必要な書類については、押印済みの原本をスキャンした PDF データをお送りください。

		なお、原本とメール提出データの内容に相違がないよう十分ご注意ください。
12	台湾で開催する物産展・商談会へ出品する商品の石垣/台湾間の輸送費は、本事業費の見積りに計上は必要でしょうか。 もしくは、輸送費は各事業者負担でしょうか。	当該輸送費は、本事業の遂行に不可欠な経費であるため、原則として本委託料（見積）の中に計上してください。